

**今回の診療報酬改定内容
(シャントP T A、水質基準確保加算、HDFフィルター等)
に関するQ & A**

以下に示すQ & Aは、今回の診療報酬改定内容が官報に告示された後、日本透析医会としてその運用が問題になると考えられる点について、厚生労働省保険局医療課の担当者に対し質問を提出し、得られた回答をまとめたものです。

なお、これはあくまでも現時点での解釈で、今後医療課通知などによる解釈の変更が行われる可能性があることもお含み置き下さい。

また、これらの内容に関する厚生労働省の公式なQ & Aを提示して頂くよう要望しております。

平成 24 年 3 月 19 日

社団法人日本透析医会
常務理事 太田 圭洋

<質問 I> K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術について

診療報酬算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項（通知）では、「3 か月に1回に限り算定する。」とされております。

Q 1) たとえば4月10日にK 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術が実施された後、改めて手術料が請求可能な3ヶ月後とは、7月11日以降でしょうか？

A 1) 7月10日以降という解釈です。

Q 2) 必要に応じて3ヶ月以内にK 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術を繰り返した場合、K 6 1 6 - 4 手術料の請求がなくても、材料費の請求はできますか？

A 2) 材料費のみの請求も認められません。

手術では、手術料のないところに材料費のみが請求されることはないという原則に基づくものです。以下の質問についても、原則的には、他の手術料請求と同様の原則に基づくと考えてください。

Q 3) K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術実施後短期間でシャント不具合が生じ、別の場所（反対側の腕など）に内シャント手術等を行なったが、3ヶ月以内に再び経皮的シャント拡張術・血栓除去術が必要となった。この場合、部位が異なるため、K 6 1 6 - 4 の手術料請求は可能と考えてよろしいですか？

A 3) 部位とは無関係に、3ヶ月以内に、この（K 6 1 6 - 4）手術料を算定することはできません。

Q 4) K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術を今月A施設で実施したが不具合を生じ、3ヶ月以内に経営的にも無関係のB施設へ依頼し再度実施した場合、B施設でのこの（K 6 1 6 - 4）手術料請求は可能と考えてよろしいですか？

A 4) 実施施設とは関係なく、この（K 6 1 6 - 4）手術料を3ヶ月以内に請求することはできません。それでも必要に応じて他施設へ依頼する場合は、費用負担は両者の話し合いによると考えてください。

Q 5) K 6 1 6 - 4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術が実施された同月や3ヶ月以内に実施された透析シャント関連手術である、K 6 0 7 - 3 上腕動脈表在化法、K 6 0 8 - 2 外シャント血栓除去術、K 6 0 8 - 3 内シャント血栓除去術、K 6 1 0 - 3 内シャントまたは外シャント設置術、K 6 1 4 血管移植術・バイパス移植術 5 その他の動脈などは、一連のものとして請求が制限されることはないと考えてよろしいですね？

A 5) その通りです。これら他の (K 6 1 6 - 4 以外の) 手術料請求が制限されるものではありません。

<質問II> J 0 3 8 人工腎臓 注9 ロ透析液水質確保加算2について

特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて (通知) 第57の2では、

「2 透析液水質確保加算2の施設基準

- (1) 月1回以上水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使用していること。
 - (2) 透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医師又は専任の臨床工学技士が1名以上配置されていること。」
- と規定されています。

Q 1) たとえば100人の透析患者の治療を行なっている施設で、上記の基準にしたがって透析液および血液透析濾過用の置換液が作製され、これを用いて一人の患者が慢性維持透析ろ過 (複雑なもの) で治療を受けている場合、施設として透析液水質確保加算2の届出が可能で、かつ通常の透析を実施する99人についても、透析液水質加算2の請求が可能と考えてよろしいですか？

A 1) その通りです。施設基準に該当する施設で、一人でも慢性維持透析ろ過 (複雑なもの) を実施していれば、慢性維持透析ろ過 (複雑なもの) を実施していない残りの患者についても、透析液水質加算2の請求が可能です。

<質問Ⅲ> 特定診療材料について

Q 1) 今後「ON-LINE HDF」（慢性維持透析ろ過：複雑なもの）の実施に際しては、薬事法上の承認通り、ヘモダイアフィルターを用いるべきですか？

A 1) その通りです。バッグに入った置換液を用いる従来のHDFや、今回新規に設定された慢性維持透析ろ過（複雑なもの）：いわゆる「ON-LINE HDF」を実施する場合も、ヘモダイアフィルターの使用が必須で、ダイアライザーを用いたHDF治療はないと理解してください。